

EU・ドイツにおける 新型コロナウイルス感染症の感染拡大 を踏まえた政策対応

< 海外調査報告 補足資料 >

令和 2 年 7 月 2 日

本資料は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、調査対象地域・国において経済・財政状況が大きく変化していることに鑑み、令和 2 年 2 月の現地調査実施後に、補足資料として作成されたものである。

— EU —



財政規律における例外規定の適用

- EUは、2020年3月、加盟国における財政措置の必要性を踏まえ、安定成長協定に規定される例外条項（非常事態条項、一般例外条項）の適用を相次いで決定。
- 中期的な財政健全化を求めつつも、当面の間、財政収支や債務残高等に基づく評価や勧告は猶予される。

安定成長協定における例外規定の適用

予防的措置

目標

財政収支均衡 or **構造的財政収支 ▲0.5%以上**

(注) 各国は、憲法等に当該目標を規定する必要。

評価指標

- ① 中期財政計画 (**構造的財政収支 ▲0.5%への改善**)
- ② 歳出ベンチマーク (歳出の伸び率 < 潜在成長率)



重大な逸脱が認められた場合、制裁措置 (有利子預託金)

非常事態条項

(3/13 欧州委員会決定)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的影響に対応するための財政措置 (※1) を、政府のコントロールが及ばない非常事態に起因する「**一時的要因**」(※2) とみなし、財政規律の遵守状況評価から控除。

※1 感染拡大の抑止及び治療に関する支出、事業者に対する流動性支援に伴う支出、雇用や所得の保護に関する支出が例示されている。

※2 構造的財政収支 = 財政収支 - 景気循環要因 - **一時的要因**

是正的措置

開始要件

財政収支 ▲3%以下 or 債務残高60%以上

例外規定

- ① 債務残高の超過分を毎年5%ずつ削減
- ② 開始要件の超過が例外的かつ一時的



抵触が認められた場合、制裁措置 (無利子預託金、罰金等)

一般例外条項

(3/20 欧州経済財政相理事会決定)

ユーロ圏又はEU全域に「**深刻な景気停滞**」が見られる場合に、**中期的な財政の持続可能性を損なわないという前提**の下、中期財政目標に向けた調整経路からの短期的な逸脱を許容 (= 「**重大な逸脱**」と認定しない) 。

※ 一般例外条項の適用は、安定化プログラムの提出や国別勧告の実施等の安定成長協定における所要のプロセスを停止するものではない。



加盟国に対する財政・金融支援と共通債券の発行

- EUは、4月までに労働者・事業者・ソブリンに対するセーフティネット（融資措置）について合意。6月には、欧州委員会が、**EU共通債券による資金調達を財源とした加盟国に対する補助・融資案**を公表。現在、欧州理事会で議論が継続中。

感染拡大期（～2020.4）の主な施策：「3つのセーフティネット」

1. 労働者に対するセーフティネット

欧州失業再保険制度（SURE）の創設 [€1,000億]

- 雇用維持に関する加盟国の措置に対して、有利な条件での貸付を行うもの。
- 財源は、欧州委員会が市場から調達。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態が終息するまでの時限的措置。

2. 事業者に対するセーフティネット

欧州投資銀行（EIB）による汎欧州保証基金の設立 [€2,000億]

- €250億の基金を加盟国の拠出により設立。この信用保証枠に基づき、EU域内の企業は、最大€2,000億の資金調達が可能に。
- 当該基金による金融支援は、主に中小企業を対象としている。

3. ソブリンに対するセーフティネット

欧州安定メカニズム（ESM）のクレジットラインの活用 [€2,400億]

- 既存の拡大条件クレジットライン（ECCL）において、医療分野の支出に関する資金調達を行うことが可能に。
- 与信枠は、各加盟国の2019年のGDPの2%を基準とする。

経済活動再開後（2020.6～）の主な施策：復興計画「次世代のEU」

欧州委は、以下の復興基金を含む復興計画案を提示。現在、欧州理事会で議論が継続中。共通債券による補助等について、ドイツは6月初めにフランスと首脳間で合意したが、いわゆる「儉約4か国」（スウェーデン、デンマーク、オランダ、オーストリア）が反対している。

- **環境・デジタル分野**における改革・投資を中心に、加盟国に対する**補助（総額€5,000億）及び融資（総額€2,500億）**を実施。
- 財源は、**欧州委員会による市場からの調達**。
※ 借入コストを抑制するため、EU予算における独自財源収入（域外関税等、VAT、加盟国拠出金）がEU全体の国民総所得（GNI）占める割合の上限を時限的に引上げ（対GNI比1.4%→2.0%）、実際の支出額との差を確保。
- 調達した資金は、**2028～57年のEU予算から償還**。財源確保のため、欧州委員会は、今後**新たな独自財源（※）を提案**予定。
※ 炭素国境調整メカニズム、排出権取引制度の適用分野の拡大（海運・航空）電子経済課税 等

（参考）Hamiltonian Moment

- 一部報道では、今般の復興基金は「EUのHamiltonian Moment」と評されている。
- これは、今回のEUの動向を、アメリカ合衆国の初代財務長官ハミルトンが18世紀後半の同国独立時に13州の公債を連邦政府に移管した出来事に、なぞらえるもの。
- 他方、米国が州の公債を連邦政府に移管したのに対して、EUが各国の債務を引き受けるわけではないなど、必ずしも両者が同一の構造を有さないとの指摘も存在する。

“The proper funding of the present debt will render it a national blessing.”
- Alexander Hamilton

— ドイツ —

財政規律における例外規定の適用と公債発行

- 連邦政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的影響を緩和するための施策を実施するため、2020年3月及び6月に計€1,473億の補正予算を措置。
- このため、財政規律（債務ブレーキ）の例外規定を適用し、**€2,185億の新規公債を発行（公債発行は7年ぶり）**。同時に、連邦基本法（憲法）に基づき、**超過借入分の償還計画（2023年から20年間）**を決定。

2020年度第一次連邦政府補正予算（3/27成立）の概要

歳 出		歳 入 (百万ユーロ)	
社会保障	7,700	公債金	155,987
小規模事業者等への給付	50,000		
コロナ対応予備費	55,000		
その他	9,787	税收減	▲33,500
合計	122,487	合計	122,487

2020年度第二次連邦政府補正予算案（6/17閣議決定）の概要

歳 出 ※一次補正分の減額補正		歳 入 (百万ユーロ)	
中小企業支援	25,000	公債金	62,535
医療	23,317		
エネルギー・気候	27,616		
コロナ対応予備費	3,000		
その他	32,870		
小規模事業者等への給付※	▲32,000	税收減（税制措置含む）	▲27,012
コロナ対応予備費※	▲55,000	その他収入減	▲10,720
合計	24,803	合計	24,803

非常事態における例外規定と超過借入の償還に関する決議

連邦基本法（仮訳）

第115条 借入の制限

2. 歳入と歳出は、原則として、公債収入なしに均衡されなければならない。この原則は、公債収入が国内総生産の0.35%を超過しない場合には、満たされているものとする。さらに、通常状態から逸脱した景気変動の影響がある場合には、景気上昇及び景気後退の予算に対する影響は、均衡のとれたものでなければならない。（中略）自然災害又は政府の支配が及ぼす政府の財政に重大な被害を及ぼす**非常事態の場合**には、連邦議会の過半数の議決をもって、これらの**借入制限を超過**することができる。この議決は、**償還計画を伴わなければならない**。第六文〔注：自然災害又は～の文〕に規定する借入の償還は適切な期間内に行われなければならない。

連邦基本法第115条第2項第6文及び第7文の規定に基づき連邦議会の決議（3/25採択）（抜粋、仮訳）

1. 社会の概ね全域に影響を及ぼし、相当規模の国家的措置を必要とする新型コロナウイルス感染症の影響により、連邦基本法第115条第2項第6文に規定する**非常事態が発生**している。（中略）連邦政府の2020年度連邦政府補正予算案に関する法律案と合わせて、連邦基本法第115条第2項第2文及び第3文に規定する超過借入は€997億5,500万とされている。
2. ドイツ連邦議会は、連邦基本法第115条第2項第7文の規定に基づき、次の償還計画を採択する。2020年度連邦政府予算において、連邦基本法第115条第2項第6文の特例に基づき、その支出を賄うための借入は、2020年度が終了した時点で連邦基本法第115条第2項第2文及び第3文の下で認められた**超過借入額〔注：一次・二次補正の合計€1,187億〕の20分の1の額を、2023年以降の各19会計年度において返済しなければならぬ**。

（注）二次補正予算案についても、同旨の決議が6/17に提出済。

（億ユーロ）

$$1,560 + 625 - 198 - 117 - 682 = 1,187$$

（一次補正） （二次補正） （特別会計赤字） （0.35%上限） （景気循環等） （超過借入）

€2,185億の新規公債発行

⇒ 2023年以降、**20年間で毎年約€59億を返済**（=€1,187億/20）

経済的影響を緩和するための主な施策

- ドイツ政府は、3～4月に雇用の維持や企業の流動性支援を中心に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的影響を緩和するための施策を実施。6月に需要喚起策や環境・デジタル分野への投資促進策を実施。

感染拡大期（～2020.4）の主な施策

雇用の維持

- ・ 操業短縮手当の助成要件緩和・助成対象拡大・助成率の引上げ
労働者割合要件の緩和（1/3→10%）、派遣労働者を助成対象に追加、助成率の引上げ（支給期間や子の有無により最大87%）等
※「操業短縮手当」（Kurzarbeit）とは、景気変動等を理由に、事業所の3分の1以上の従業員について、労働報酬の10%以上の削減（月単位）が生じ、従業員との合意もある場合に、公共職業安定所への申請により、事業主が、削減された分の従業員の手取り賃金額の60%（子供がいる場合は67%）を従業員に支払い、同額の助成を受けられる制度。

税制措置

- ・ 納税の猶予
- ・ 予定納税額の減額
- ・ 滞納処分・延滞税賦課の免除（年末まで）

固定費等の支払いのための給付措置

- ・ 小規模事業者や個人事業主に対する給付
従業員10人以下の事業者に対して、従業員数に応じて上限€15,000を一括支給。売上減少額等に応じて事後返納。

金融支援

- ・ 経済安定化基金の設置
資本増強、債務保証、復興金融公庫による融資の借換融資
- ・ 復興金融公庫等に対する政府保証枠の拡大
- ・ 復興金融公庫ローンの融資要件緩和
- ・ スタートアップ企業に対する復興金融公庫による融資枠の創設

流動性支援

経済活動再開期（2020.6～）の主な施策

需要喚起

- ・ 付加価値税率の時限的引下げ
7/1～12/31の間、19%→16%（軽減税率は7%→5%）
- ・ 児童手当対象者への追加支給
- ・ 社会保険料の抑制に対する連邦補助
- ・ 電気料金における再生エネ賦課金の引下げ

投資促進

- ・ 欠損金の繰戻還付の上限額の時限的引上げ
- ・ 可動固定資産に対する特別償却
- ・ 電気自動車の購入補助の増額
- ・ 充電ステーションに対する投資
- ・ 行政のデジタル化
- ・ AIや量子技術、5G・6Gの研究・開発支援

金融支援の概要（イメージ図）

